

# 久納会計 FAX ニュース



Kunoh Accounting Office  
久納公認会計士事務所

## 2023年12月号 電子帳簿保存法の改正

☆ 今年も一年間ありがとうございました。  
12月29日(金)よりお休みさせていただきます。なお、年始は1月5日(金)より営業いたしますので、何卒よろしくお願いたします。

いよいよ令和6年1月1日より、電子取引の電子データ保存の義務化がスタートとし、全ての事業者が対応を余儀なくされます。今回は改めて電子帳簿保存法についての説明とポイントを紹介させていただきます。

### 1. 電子帳簿保存法の区分

まず電子帳簿保存法には以下3つの区分が存在します。

- ① 電子帳簿等保存：電子データのみずから作成した帳簿や書類を電子的に保存する。
- ② スキャナ保存：取引先から受け取った紙の書類をスキャンして電子的に保存する。
- ③ 電子取引：取引先と電子データでやりとりした書類（メール添付したPDFデータなど）を電子的に保存する。

上記の中で電子帳簿等保存とスキャナ保存の利用は任意ですが、電子取引に関しては、企業規模を問わず全ての事業者が対応する必要があります。

次に、電子取引における電子データ保存の義務化について内容を確認していきます。

### 2. 電子データ保存の義務化について

電子取引を行った際の書類の保存に関して、これまで紙に印刷して保存することが認められていました。

しかし改正後、年明け1月1日からはこれが認められず電子データで保存することが義務づけられます。具体的には以下の資料等です。

- ・電子メールに添付されてきたPDFの請求書
- ・ECサイトで通販をした際にマイページからダウンロードした領収書
- ・請求書発行システムを経由してやりとりした請求書や発注書
- ・自社が電子メールに添付して送信したPDFの請求書

上記については、取引先から受け取った書類も、自社が発行した書類も、電子取引を行った書類については全て電子データでの保存が必要となり、さらに保存の際には、一定の要件も満たす必要があります。

### 3. 電子データ保存の要件

電子取引を行った際の電子データを保存する際は、原則として4つの要件を満たす必要があります。

- ① システム概要を記載した書類を備え付ける

(自社で開発したプログラムを使用する場合のみ)

- ② 見読可能装置の備え付け (パソコンやディスプレイなどのこと)
- ③ 検索機能を確保する
- ④ データの真実性が担保できるようにする。

上記のうち、システム概要については自社で開発したプログラムを使用する場合のみであり、パソコンなどの備え付けに関しても昨今当たり前のよう存在していることから、実際に対応すべきは上記③と④になると考えます。

#### 4. 検索機能確保への対応

検索機能確保とは「取引年月日」、「取引金額」、「取引先」といった条件でデータを検索できるようにしておくことです。システムを導入して管理してもよいですが、費用負担も少なくないと考えます。システムを利用しない場合は具体例として下記のような方法もあります。

- ・電子データに「日付」、「取引先」、「取引金額」を含めたファイル名をつけて規則性を持たせて保存。
- ・索引簿を作成して、ファイル名に記載した番号で日付や金額、取引先を管理できるようにする。
- ・取引した相手や月など、任意のフォルダを作成してそれぞれの場所に保存する。

※ただし、年間売上が1,000万円以下の事業者で税務調査時にデータを提供できる場合は検索要件を満たす必要はありません。また今後の税制改正で条件が5,000円以下にされることも示唆されて

います。

#### 5. データの真実性担保の対応

- ・取引先がタイムスタンプを付与したデータを受け取り保存。
- ・自社でタイムスタンプをデータに付与する。
- ・データの訂正や削除をした際に記録が残るシステムか、訂正や削除ができないシステムを利用して保存。
- ・訂正や削除の防止に関する**事務処理規定**を定めて、規定に沿って運用。(国税庁HPやインターネット上にて既定のサンプルを確認できます。)

上記タイムスタンプを付与する場合には付与のためにシステム導入が不可欠になります。コストもかかることから慎重に検討が必要となります。

一方、事務処理規定の策定であればシステム導入、タイムスタンプは不要となります。ただし、改ざんやデータの破損、紛失などが起こらないよう、十分注意する必要があります。

#### 6. まとめ

今回は駆け足で電子帳簿保存法について紹介させて頂きました。10月より始まったインボイス制度と並んで大きな法改正になりますが、中小企業にとっては対応がなかなか難しいものになりそうです。事業者の方々それぞれに状況や準備等についてのお悩みは様々かと思われま

す。制度について、また社内の準備等についてご質問・ご不明点がありましたら弊所各担当者までご相談ください。

以上